

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 除草及び草木類収集運搬
- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 履行期間 契 約 締 結 日 ～ 令 和 7 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和6年11月14日(木) 10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第3号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年11月12日(火) 必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 7043 FAX(053)472-7735

担当: 鈴木

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕 様 書 の 種 類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕 様 書 番 号
品 名 又は 件 名	除草及び草木類収集運搬	浜基 L P S - X 6 0 0 0 4 0	
		承 認	令和 6 年 1 0 月 1 1 日
		作 成	令和 6 年 1 0 月 1 1 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部 隊等名	第 1 航空団基地業務群本部		
1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地内外における、除草及び草木類収集運搬について規定する。 2 引用文書 2. 1 一般 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。 2. 2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号） 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処置等に関する条例（平成 2 5 年 9 月 2 6 日浜松市条例第 5 8 号） 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号） 3 監督・検査 この仕様書に基づき、作業終了時に契約相手方と検査官の立会いのもと実施する。			

件 名	除草及び草木類収集運搬
4 役務に関する要求 4. 1 役務内容 役務内容は、次による。 a) 航空自衛隊浜松基地内外における、基地所有の公有地の除草。 b) 航空自衛隊浜松基地内外柵における、弦・蔦類の除草。 c) 事業系一般廃棄物の収集運搬は、作業実施箇所ごと都度行うものとし、作業現場に残置しない。 d) 公有地から発生した事業系一般廃棄物を基地南地区の東・西刈草集積場に設置した集草コンテナ（8 m³×2 台）に投入又は刈草集積場（西グラウンド北側）に収集運搬する。 4. 2 事業系一般廃棄物の種類 草木類 4. 3 履行期間 調達要領指定書のとおり。 4. 4 履行場所（除草面積） 調達要領指定書のとおり。 4. 5 刈草集積所 調達要領指定書のとおり。 4. 6 履行回数 調達要領指定書のとおり。 5 安全管理 契約相手方は、契約履行中において、飛び石が必ず発生することを前提とした安全施策を行い、飛び石による損害を極限する。 なお、やむを得ず官庁及び民間の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。 6 官公署その他関係機関への許可手続き等 官公署その他関係機関への許可手続きが必要な場合は、遅滞なく行う。 a) 必要に応じ、道路使用許可証の届出は契約相手方の責任にて実施する。	

件 名	除草及び草木類収集運搬
b) 架線等の保護（養生）に係るその他関係機関への届出は，契約相手方の責任にて実施する。	
7 写真撮影 役務写真は，作業前・中・後及び目視での確認が困難な箇所，終了確認等，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか，監督官の指示により撮影するものとし，整理された写真を提出する。	
8 基地内共通事項 契約相手方は，基地で定めた規則を遵守し，行動しなければならない。 以下に代表的な遵守事項を示すほか，細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。 a) 基地及び基地施設への立入りに関し，規則に基づく所要の手続きを実施し，基地司令の許可を受ける。 b) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。 c) 基地内の通行は，公道と同様に交通規則を厳守する。 d) 基地内への入出門時間は平日 8 時～17 時とし，それ以外に作業を行う場合は，監督官と協議し，場合により残業届を提出する。	
9 その他	
9. 1 提出書類 提出書類は，次による。 a) 役務契約時に提出する書類 1) 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し 2) 現場代理人及び主任技術者設定通知（任意様式） b) 役務契約後速やかに提出する書類 役務工程表（任意様式） c) その都度提出する書類 1) 労務日報（任意様式） 2) 役務写真	
3	

件 名	除草及び草木類収集運搬
-----	-------------

9. 2 細部事項

細部事項は、次による。

- a) 除草時に使用する資材並びに燃料については、契約相手方が準備する。
- b) 事業系一般廃棄物については、契約相手方が所有する運搬車に積載し、浜松基地内の刈草集積場に運搬するものとする。
- c) 事業系一般廃棄物の運搬時は、飛散防止措置を講ずる。
- d) 集積場所を変更する場合は、官側（環境係）から別に示す。
- e) 本仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に申し出て、その指示に従う。

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和6年10月11日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和6年10月11日
品名又は件名	除草及び草木類収集運搬	
仕様書番号	浜基LPS-X600040	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

4. 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

4. 4 履行場所（除草面積）

付図1～3のとおり。

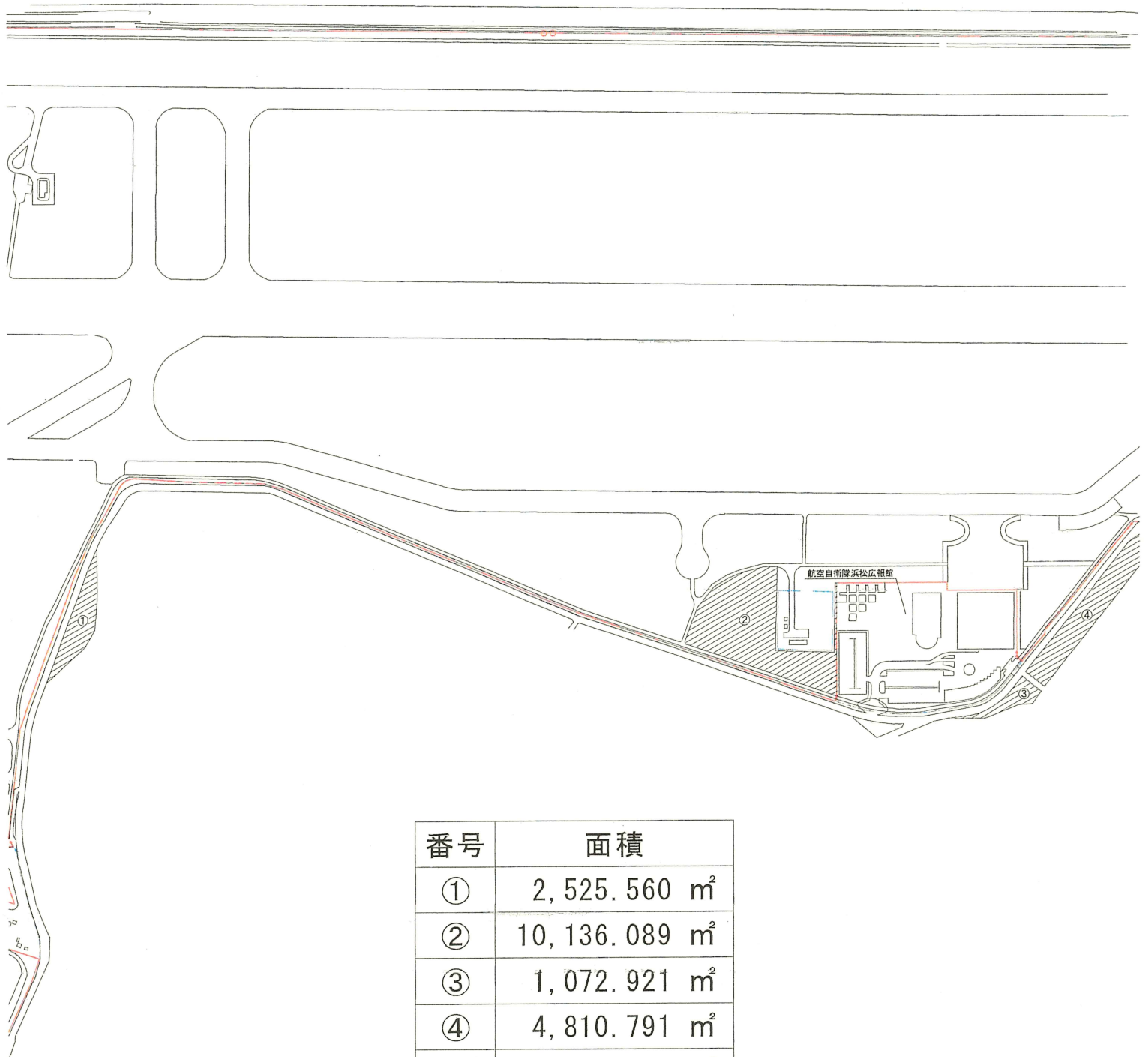
4. 5 刈草集積所

付図4～5のとおり。

4. 6 履行回数

2回

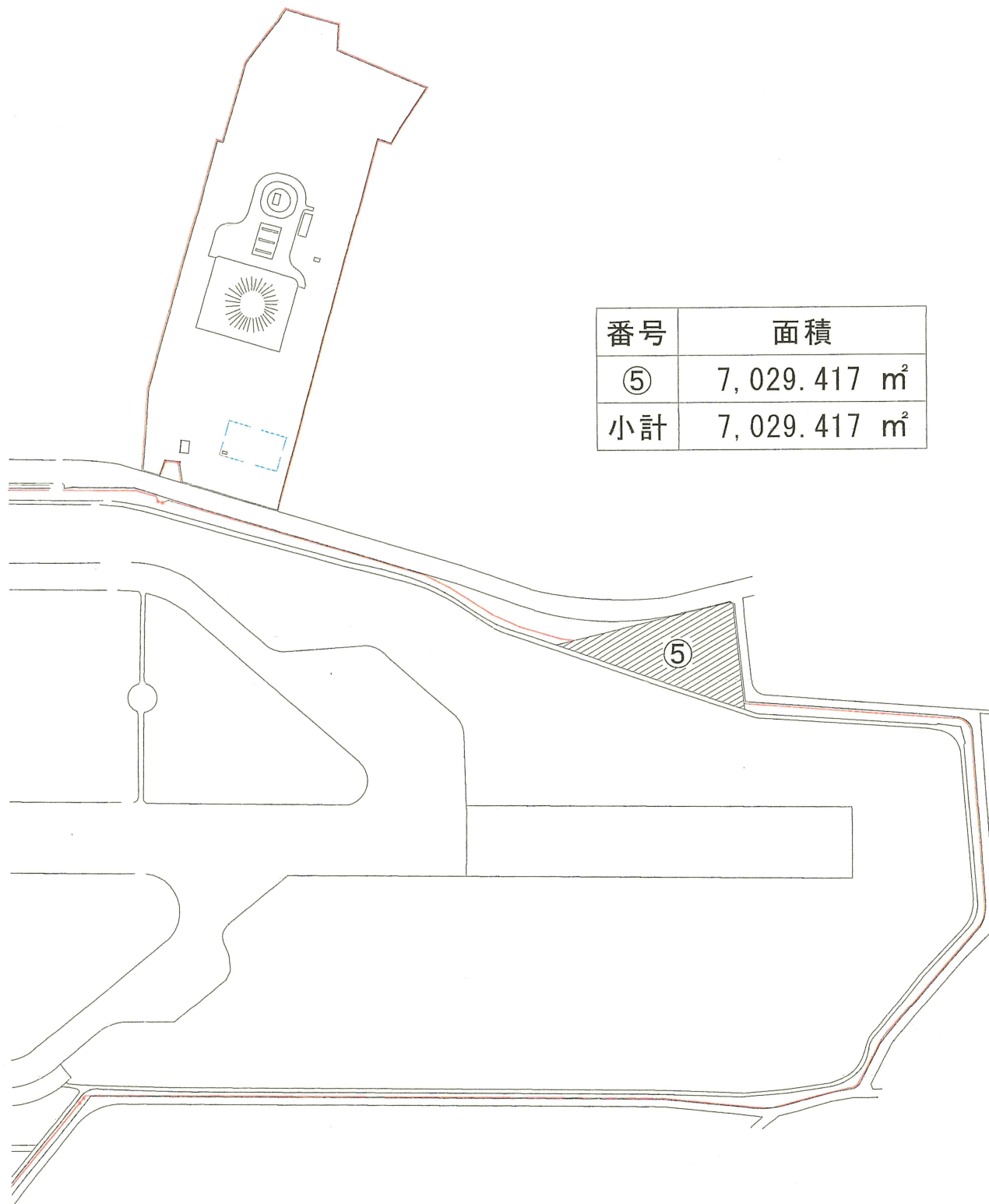
基地平面図（広報館周辺）



番号	面積
①	2,525.560 m ²
②	10,136.089 m ²
③	1,072.921 m ²
④	4,810.791 m ²
小計	18,545.361 m ²

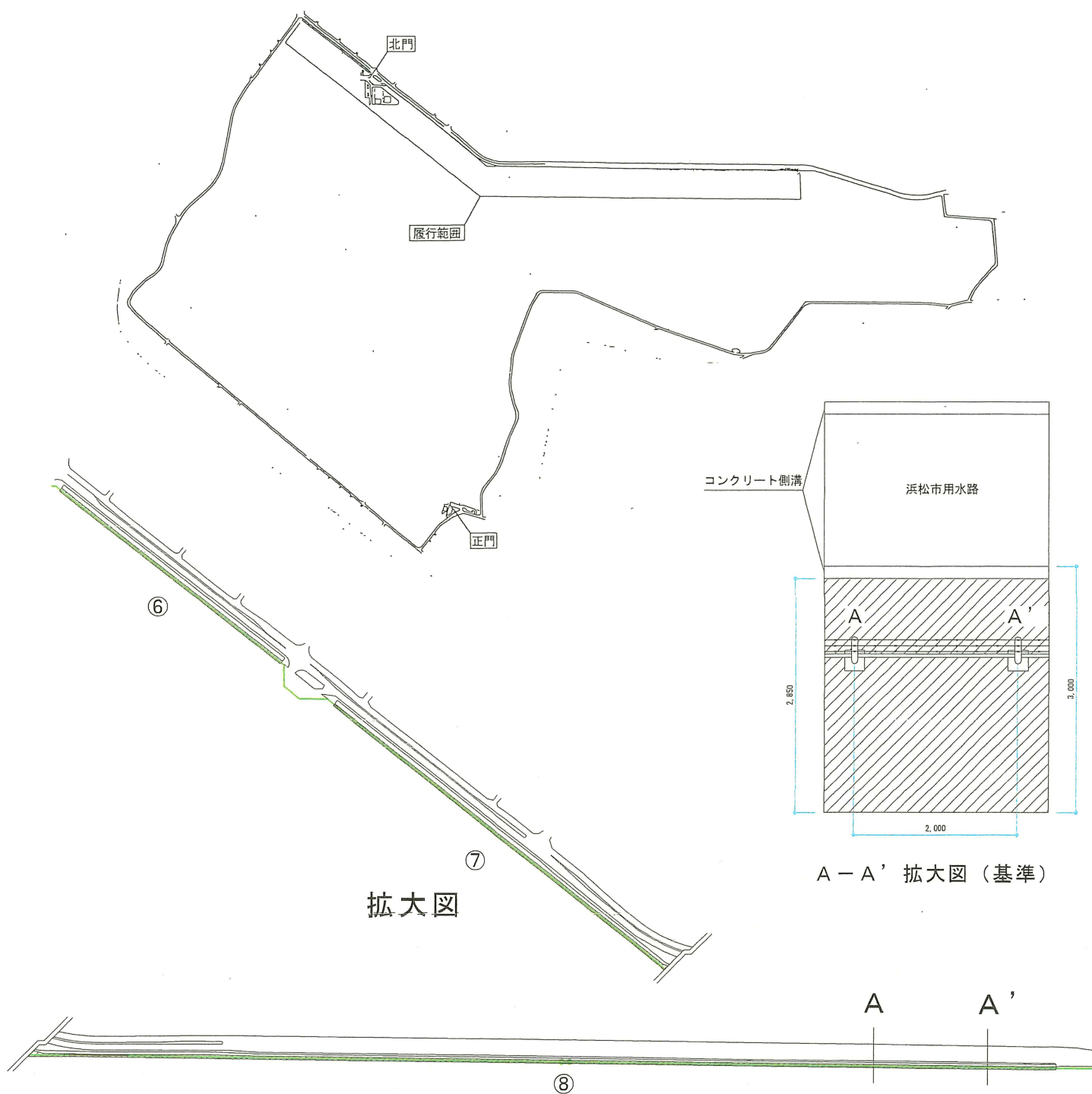
付図 1 一履行場所（除草面積）

基地平面図（東エンド周辺）



付図 2 一履行場所（除草面積）

基地平面図（北地区外柵及び浜松市用水路全体図）



番号	面積
⑥	1,365.126㎡
⑦	1,914.103㎡
⑧	4,619.963㎡
小計	7,899.192㎡

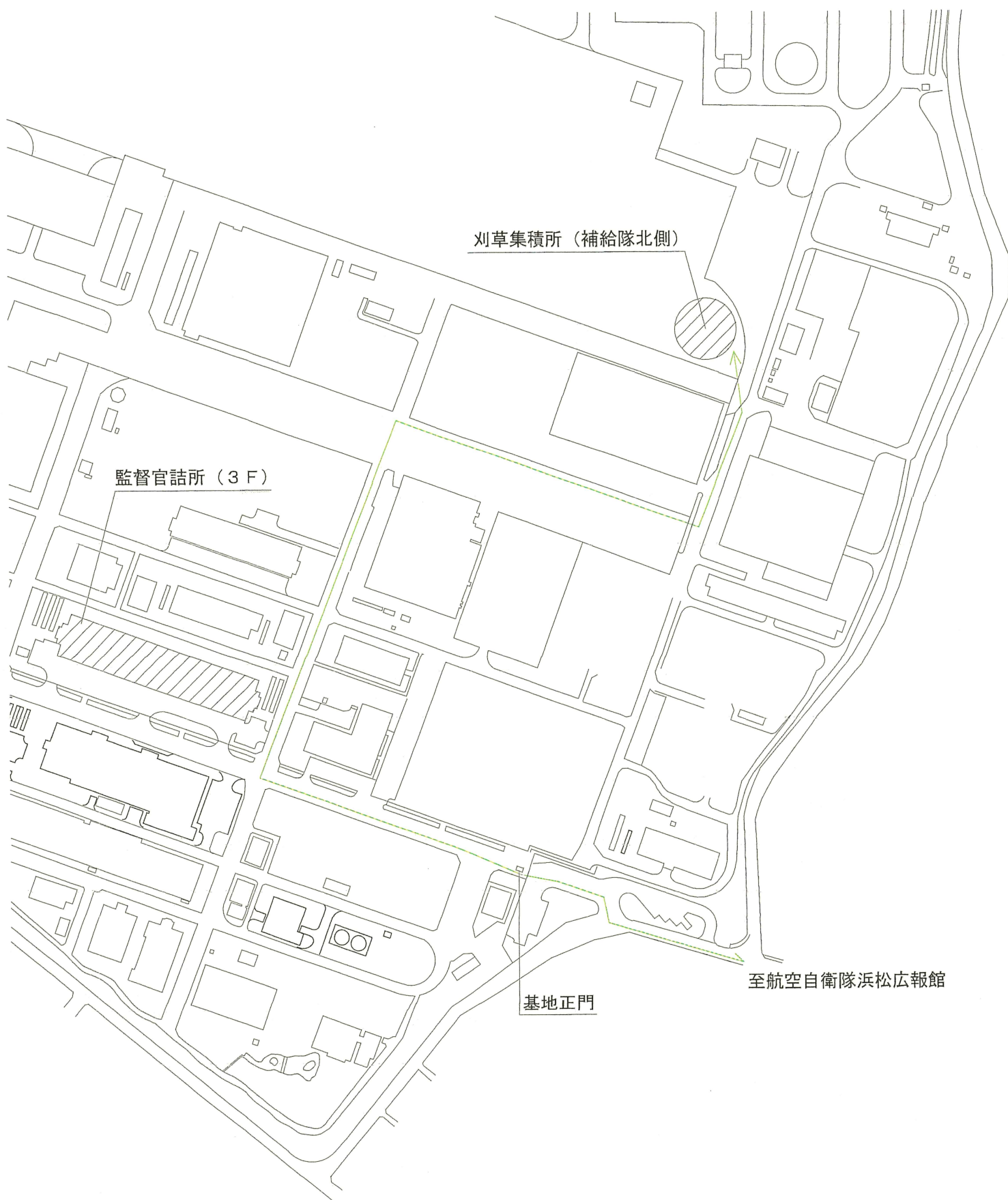
付図 3 ー 履行場所（除草面積）

基地平面図（移動経路図）



付図 4 - 刈草集積所

基地平面図（移動経路図）



付図5－刈草集積所